

精華町いじめ防止基本方針・新旧対照表 (案)

精華町いじめ防止基本方針 (旧)	精華町いじめ防止基本方針 (新)
<p data-bbox="230 199 360 236">はじめに</p> <p data-bbox="230 260 1079 368">いじめは、人として決して許されない、心や体を深く傷つけるだけでなく、生命にも危険を生じさせるおそれのある、重大かつ深刻な人権侵害にもつながる行為である。</p> <p data-bbox="230 376 1079 517">また、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものであることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象にした、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努めることが重要である。</p> <p data-bbox="230 525 1079 903">そのためには、全ての児童生徒を、いじめの被害者(いじめられる者)・加害者(いじめる者)・観衆(はやし立てたり、面白がったりする者)・傍観者(周辺で見て見ぬふりをしたり、脅えている者)いずれにもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、いじめを許さない社会をつくるために、学校・地域社会・家庭、福祉や警察等関係者が一体となった継続的な取組を推進することが必要であり、また、児童生徒に関わる全ての関係者が連携して、児童生徒の発する心のサインを鋭敏にキャッチするなど、未然防止、早期発見及び早期対応に積極的に関与することが大切である。</p> <p data-bbox="230 951 1079 1209">精華町においては、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される地域づくりを、より一層推し進め、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、精華町いじめ防止基本方針を策定する。</p> <p data-bbox="230 1273 712 1310">いじめの防止等に対する基本的な方向</p> <p data-bbox="230 1334 412 1362">1 いじめとは</p>	<p data-bbox="1111 199 1240 236">はじめに</p> <p data-bbox="1111 260 1960 368">いじめは、人として決して許されない、心や体を深く傷つけるだけでなく、生命にも危険を生じさせるおそれのある、重大かつ深刻な人権侵害にもつながる行為である。</p> <p data-bbox="1111 376 1960 517">また、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものであることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象にした、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努めることが重要である。</p> <p data-bbox="1111 525 1960 903">そのためには、全ての児童生徒を、いじめの被害者(いじめられる者)・加害者(いじめる者)・観衆(はやし立てたり、面白がったりする者)・傍観者(周辺で見て見ぬふりを<u>する者</u>、脅えている者)いずれにもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、いじめを許さない社会をつくるために、学校・地域社会・家庭、福祉や警察等関係者が一体となった継続的な取組を推進することが必要であり、また、児童生徒に関わる全ての関係者が連携して、児童生徒の発する心のサインを鋭敏にキャッチするなど、未然防止、早期発見及び早期対応に積極的に関与することが大切である。</p> <p data-bbox="1111 951 1960 1209">精華町においては、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される地域づくりを、より一層推し進め、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ<u>への</u>対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、精華町いじめ防止基本方針を策定する。</p> <p data-bbox="1111 1273 1592 1310">いじめの防止等に対する基本的な方向</p> <p data-bbox="1111 1334 1292 1362">1 いじめとは</p>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・ 一人ぼっちになりたくない。
- ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・ 親に余計な心配をかけたくない。
- ・ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・ 自分が悪いのではないか。
- ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じて、いじめは決して許されない人権侵害であることを理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、豊かな心を育むことや、日頃から児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う集団づくりに努めることが重要である。また、いじめの背景には、ストレスなどの要因も考えられることから、

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。

特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・ 一人ぼっちになりたくない。
- ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・ 親に余計な心配をかけたくない。
- ・ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・ 自分が悪いのではないか。
- ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じて、いじめは決して許されない人権侵害であることを理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、豊かな心を育むことや、日頃から児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う集団づくりに努めることが重要である。また、いじめの背景には、ストレスなどの要因も考えられることから、

その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめ問題への取組の重要性について精華町民全体に認識を広め、地域社会、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にすることや善悪の判断等、人間形成の基盤を育む上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭においていつでも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心を育み、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。

そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭をはじめ、全ての大人が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしの悪ふざけが、特定の子どもに対して継続的に行われることにより、深刻ないじめにつながっていく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を維持することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するな

その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめ問題への取組の重要性について精華町民全体に認識を広め、地域社会、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にすることや善悪の判断等、人間形成の基盤を育む上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭においていつでも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心を育み、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。

そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭をはじめ、全ての大人が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしの悪ふざけが、特定の子どもに対して継続的に行われることにより、深刻ないじめにつながっていく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を維持することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するな

ど、組織的な対応を行うことが重要である。

このため、学校においては、日頃から全教職員にいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

いじめの防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応

1 いじめの防止等のための精華町における組織等の設置

(1) 「精華町いじめ問題対策連絡会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「精華町いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、関係諸団体代表、学識経験者、学校、警察署、精華町及び精華町教育委員会関係課のその他関係者とする。

(2) 「精華町いじめ防止対策推進委員会」の設置

精華町教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「精華町いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

<いじめ対策委員会の役割>

ど、組織的な対応を行うことが重要である。

このため、学校においては、日頃から全教職員にいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

いじめの防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応

1 いじめの防止等のための精華町における組織等の設置

(1) 「精華町いじめ問題対策連絡会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「精華町いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、関係諸団体代表、学識経験者、学校、警察署、精華町及び精華町教育委員会関係課のその他関係者とする。

(2) 「精華町いじめ防止対策推進委員会」の設置

精華町教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「精華町いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

<いじめ対策委員会の役割>

- ア 町教育委員会の諮問に応じ、精華町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的な知見からの審議を行う。
- イ 精華町立小・中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 町立学校におけるいじめ事案について、町立学校等からいじめの報告を受け、教育委員会議での協議を受け、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行う。
- エ 町立学校における法28条に規定する重大事態に係る調査を行う。

いじめ対策委員会は、第三者の専門的知識及び経験を有するものを中心として弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家の中から人選し、公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 「精華町いじめ調査委員会」の設置

町長は、法第30条第2項に定める附属機関として「精華町いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、町立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 「精華町いじめ防止実務担当者会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめに関する調査・分析、学校等からの報告や連絡を受けた事例の検討、いじめ防止の具体的な取組、教職員研修の企画等、実務的な役割を担う「精華町いじめ防止実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という）」を設置する。構成員は、精華町及び精華町教育委員会関係課担当者、精華町生徒指導連絡会議委員、スクールカウンセラーとする。

- ア 町教育委員会の諮問に応じ、精華町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的な知見からの審議を行う。
- イ 精華町立小・中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 町立学校におけるいじめ事案について、町立学校等からいじめの報告を受け、教育委員会議での協議を受け、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行う。
- エ 町立学校における法28条に規定する重大事態に係る調査を行う。

いじめ対策委員会は、第三者の専門的知識及び経験を有するものを中心として弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家の中から人選し、公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 「精華町いじめ調査委員会」の設置

町長は、法第30条第2項に定める附属機関として「精華町いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、町立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 「精華町いじめ防止実務担当者会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめに関する調査・分析、学校等からの報告や連絡を受けた事例の検討、いじめ防止の具体的な取組、教職員研修の企画等、実務的な役割を担う「精華町いじめ防止実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という）」を設置する。構成員は、精華町及び精華町教育委員会関係課担当者、精華町生徒指導連絡会議委員、スクールカウンセラーとする。

2 いじめの防止等のために精華町が実施する施策

いじめの防止等のために、精華町として以下の施策を実施する。

(1) いじめの防止

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

日頃から児童生徒一人一人のよさが発揮され、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、認め合える集団作りに努めるとともに、いじめを許さない心情を育てる教育活動の充実などを通して、心の通う人間関係を構築するため、次のような取組を推進する。

- 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育
- 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組
- 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、ストレスへの対応力等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動等の様々な体験活動

イ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラーを配置し、学校の相談機能を高める。加えて、教員・警察官経験者等、外部専門家との連携を図る取組を推進する。

ウ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力

2 いじめの防止等のために精華町が実施する施策

いじめの防止等のために、精華町として以下の施策を実施する。

(1) いじめの防止

ア 教育活動を通じた豊かな心の育成

日頃から児童生徒一人一人のよさが発揮され、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、認め合える集団作りに努めるとともに、いじめを許さない心情を育てる教育活動の充実などを通して、心の通う人間関係を構築するため、次のような取組を推進する。

- 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育
- 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組
- 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、ストレスへの対応力等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動等の様々な体験活動

イ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の相談機能を高める。加えて、教員・警察官経験者等、いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。

ウ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上

全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソ

等の向上のための校内研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

エ いじめに関する調査研究等の実施

生徒指導報告により、学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について把握する。

また、実務担当者会議において、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、研修を深めるとともにその成果を普及する。

オ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

- 学校・保護者・地域と一体となったいじめ防止・いじめ解消に向けた取組を実施する。
- 広報誌やポスター等を活用して、積極的に情報を発信する。

(2) いじめの早期発見

ア 教育相談体制の活用の推進

教育委員会における、いじめ相談に関する相談体制の明確化を図り、スクールカウンセラーと連携し、保護者等からのいじめの相談に対応するとともに、京都府「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など、電話等による相談体制の周知を図り、活用を推進する。

イ 定期的な実態把握

定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等の実施、生徒指導月例報告により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 地域や家庭との連携促進

ソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

エ いじめに関する調査研究等の実施

生徒指導報告により、学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について把握する。

また、実務担当者会議において、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、研修を深めるとともにその成果を普及する。

オ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

- 学校・保護者・地域と一体となったいじめ防止・いじめ解消に向けた取組を実施する。
- 広報誌やポスター等を活用して、積極的に情報を発信する。

(2) いじめの早期発見

ア 教育相談体制の活用の推進

精華町教育委員会における、いじめ相談に関する相談体制の明確化を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、保護者等からのいじめの相談に対応するとともに、京都府「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など、電話等による相談体制の周知を図り、活用を推進する。

イ 定期的な実態把握

定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等の実施、生徒指導月例報告により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会・学校運営協議会・学校支援地域本部・放課後子ども教室など、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制及び保護者同士・地域住民同士のつながりを深める体制の充実を図る。各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな変化に対しても、学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。また、様々な方面からいじめについての情報提供を依頼する。

(3) いじめへの対処

ア 関係機関や外部人材の協力による問題解決に向けた支援

- 学校が把握した、いじめやいじめにつながる事象については、教育委員会議で情報を共有し、必要に応じて、教育委員会として学校訪問をし、現状把握と指導・助言を行うとともに、いじめ対策委員会と連携していじめの解消を図る。
- 解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

イ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、PTAとも連携を図り、インターネット等の利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。
- インターネット上のいじめに関する情報把握については、京都府教育委員会と連携したネットパトロールを継続し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

ウ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行う必要がある。そ

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会・学校運営協議会・地域学校協働本部・放課後子ども教室など、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制及び保護者同士・地域住民同士のつながりを深める体制の充実を図る。各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな変化に対しても、学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。また、様々な方面からいじめについての情報提供を依頼する。

(3) いじめへの対処

ア 関係機関や人材の協力による問題解決に向けた支援

- 学校が把握した、いじめやいじめにつながる事象については、教育委員会議で情報を共有し、必要に応じて、教育委員会として学校訪問をし、現状把握と指導・助言を行うとともに、いじめ対策委員会と連携していじめの解消を図る。
- 解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

イ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

- 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、PTAとも連携を図り、インターネット等の利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。
- インターネット上のいじめに関する情報把握については、京都府教育委員会と連携したネットパトロールを継続し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

ウ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行う必要がある。そ

のためには、校長会議・教頭会議・生徒指導連絡会議を活用して、学校相互間の連携協力を行う。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証

精華町においては、毎年度、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証する。

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが大切である。特に児童生徒の発達段階に応じた指導方法や指導体制を整える必要がある。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめ問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や京都府、精華町の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

のためには、校長会議・教頭会議・生徒指導連絡会議を活用して、学校相互間の連携協力を行う。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

精華町においては、毎年度、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証する。

また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが大切である。特に児童生徒の発達段階に応じた指導方法や指導体制を整える必要がある。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめ問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や京都府、精華町の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、

<学校基本方針の内容の例>

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。
- イ 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組やいじめの早期発見・対処に関する取組方法等を具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成、共有して全教職員で実施するなど、年間を通じた具体的な取組計画を定める。
- エ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第 22 条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う P D C A サイクルを盛り込む。

児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながること。

- ・ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながること。

<学校基本方針の内容の例>

- ア いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外における被害児童生徒の教育環境の整備、教育機会の確保、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアルの策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。
- エ アからウの策定事項が、同時に法第 22 条に規定する組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。
- オ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- カ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第 22 条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う P D C A サイクルを盛り込む。

さらに、学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域住民とも連携を図り、地域社会と一体となった学校基本方針になるようにすることが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加が確保できるようにすることも大切である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第 22 条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

<いじめ対策組織の役割の例>

価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民や関係機関等の意見も反映した学校基本方針になるようにすることが、策定・見直し後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定・見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加が確保できるようにすることも大切である。

さらに、策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

<いじめ対策組織の役割>

【未然防止】

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には迅速に緊急会議を開き、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に実施するための中核としての役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(1) いじめ対策組織の周知徹底

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談する。

加えて、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることなどが必要である。

児童徒がいじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも必要である。

(2) いじめ対策組織における情報共有の徹底

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

(3) いじめ対策組織の構成等

いじめ対策組織は、当該学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等の複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、可能な限り、弁護士、医師、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多

また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、学校運営協議会委員・学校評議員、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処にあたる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

加えて、児童会や生徒会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめについて考え、いじめ防止やいじめをなくすための活動を推進するとともに、青少年健全育成の標語や社会を明るくする運動の作文等の作成を通して、いじめを防止したりいじめをなくしたりしようとする機運を高める。

い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることが必要である。

(4) いじめ対策組織における取組の検証

いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、学校運営協議会委員・学校評議員、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめ撲滅や生命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないよう努めることが大切である。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることにより、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。

また、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図ることが重要である。

組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないよう努めることが大切である。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図ることが重要である。

<いじめの発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、教育委員会への速やかな報告を行う。

また、いじめの事実を確認した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

<相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、第1の1<いじめられている子どもの心理例>で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめの観衆・傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめの観衆・傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を

(5) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネット利用の増加とともに、ささいなことをきっかけとして、ネットいじめが増加している。また、SNSの普及に伴い、閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい新しい形態のいじめも現れてきている。

ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等をおこなってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その除去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめを見逃さない感覚を高めることが必要である。

徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自らつくりだしていける取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その除去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を負わせかねない行為であることを理解させることが必要である。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリング普及の促進や情報モラル教育等、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発を進める。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発を進める。

重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものととして取り扱う。

2 重大事態発生時の報告及び調査

(8) 地域との連携

学校評議員や地域学校協働本部等が設置されている場合には、当該学校は、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものととして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生時の報告及び調査

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」並びに「精華町いじめ防止基本方針」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等により重大事態が発生した場合、精華町立小中学校は精華町教育委員会を通じて精華町長に速やかに報告する。

この場合、精華町教育委員会又は精華町立小中学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするためのいじめ対策委員会の調査（以下「重大事態の調査」という。）を行うものとする。

3 調査主体の決定

学校からの報告により、重大事態の疑いがあると認められるいじめ事象を把握した場合は、緊急教育委員会議で協議し、調査実施主体を判断する。

4 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。この場合、調査を実施する構成員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性を確保する。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

この調査の実施においては、いじめ対策委員会の構成員を中心として公平性・中立性を確保する。

5 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、この調査を実りあるものにするため、教育委員会・学校自身が、

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等により重大事態が発生した場合、精華町立学校は精華町教育委員会を通じて精華町長に速やかに報告する。

この場合、精華町教育委員会又は精華町立学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするためのいじめ対策委員会の調査（以下「重大事態の調査」という。）を行うものとする。

3 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。この場合、調査を実施する構成員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性を確保する。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

この調査の実施においては、いじめ対策委員会の構成員を中心として公平性・中立性を確保する。

4 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、この調査を実りあるものにするため、教育委員会・学校自身が、

例え不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要である。

6 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

7 調査結果を踏まえた措置

公立学校で発生した重大事態について精華町教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 調査結果の報告

重大事態の調査結果については町長に報告するものとする。
その際、前項の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

9 再調査及び措置

(1) 再調査

精華町立小中学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、法30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について、再調査委員会を設置し、再調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

精華町立小中学校で発生した重大事態について、精華町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要な措置を講ずる。

例え不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要である。

5 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

6 調査の結果を踏まえた措置

精華町立学校で発生した重大事態について精華町教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

7 調査結果の報告

重大事態の調査結果については町長に報告するものとする。
その際、前項の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

8 再調査及び措置

(1) 再調査

精華町立小中学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、法30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について、再調査委員会を設置し、再調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

精華町立学校で発生した重大事態について、精華町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要な措置を講ずる。

10 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

11 再調査結果の議会への報告

町長は、再調査の結果について、精華町議会に報告する。

その他の重要事項

精華町は、精華町の基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向等も勘案しながら、精華町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、精華町の基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、精華町の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

9 再調査におけるいじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

10 再調査結果の議会への報告

町長は、再調査の結果について、精華町議会に報告する。

その他の重要事項

精華町は、精華町の基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向等も勘案しながら、精華町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、精華町の基本方針が適切に機能しているかどうかを必要に応じて検討し、必要があると認められるときは、精華町の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。